

出退勤登録に関する件

通報内容	<p>令和4年度、X校のA校長が、某日に、職員から職員証を預かり、勤務時間中にもかかわらず帰宅させ、預かった職員証で退勤の打刻登録を行った。また、A校長が同様の行為を繰り返し行った。</p>										
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>通報内容を次の2点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①：某日に、A校長が、職員から職員証を預かり、勤務時間中に帰宅させ、定時の退勤時刻に、職員に代わって退勤の打刻登録した。 ・通報内容②：A校長は、同様の行為を繰り返し行っていた。 <p>1 ヒアリング対象者</p> <p>所属は次の職員にヒアリング調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A校長・・・被通報者 ・B職員、C職員、D職員 ・・・通報者から提供された写真に写っていた職員証に該当すると思われる職員で、3名を無作為に「B職員」「C職員」「D職員」と以下、呼称する。 ・E職員、F職員 ・・・通報内容に関係すると思われる、教職員庶務事務システムの操作権限をもつ職員。 <p>2 ヒアリングの結果得られた証言</p> <p>まとめると次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="352 1144 1465 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1144 635 1182">ヒアリング対象者</th> <th data-bbox="635 1144 1465 1182">証言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1182 635 1720">A校長</td> <td data-bbox="635 1182 1465 1720"> <ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 某日は時間休を取得し退勤したので代わりにB職員らの打刻はできない。 (E職員もA校長が時間休で帰宅したことを覚えていると証言している。) ただし、某日に教員に「適切な配慮※」の話はした。 ・通報内容②についても否認 調理員・用務員について当該行為は行っていない。 ただし、教員に対し、「適切な配慮」の処理が大変なので、職員証を置いて帰っていいと言ったことはあり、3年間の中で、1、2回は代わりに自分が打刻したことがあるかもしれない。 <p>※教員の健康状態、学校の運営状況等を総合的に考えて、学校長が裁量を行使して決定する職免</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1720 635 1798">B職員</td> <td data-bbox="635 1720 1465 1798"> <ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1798 635 1877">C職員</td> <td data-bbox="635 1798 1465 1877"> <ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1877 635 2101">D職員</td> <td data-bbox="635 1877 1465 2101"> <ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については一部是認 某日に同僚から言われて、職員証をE職員の机に置いて定時前に退勤した。翌週出勤したら同じところに職員証が置いてあったので、それをもって自分で出勤の打刻をした。他にも職員証が数枚あったような気がする。 ・通報内容②については否認 </td> </tr> </tbody> </table>	ヒアリング対象者	証言	A校長	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 某日は時間休を取得し退勤したので代わりにB職員らの打刻はできない。 (E職員もA校長が時間休で帰宅したことを覚えていると証言している。) ただし、某日に教員に「適切な配慮※」の話はした。 ・通報内容②についても否認 調理員・用務員について当該行為は行っていない。 ただし、教員に対し、「適切な配慮」の処理が大変なので、職員証を置いて帰っていいと言ったことはあり、3年間の中で、1、2回は代わりに自分が打刻したことがあるかもしれない。 <p>※教員の健康状態、学校の運営状況等を総合的に考えて、学校長が裁量を行使して決定する職免</p>	B職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 	C職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 	D職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については一部是認 某日に同僚から言われて、職員証をE職員の机に置いて定時前に退勤した。翌週出勤したら同じところに職員証が置いてあったので、それをもって自分で出勤の打刻をした。他にも職員証が数枚あったような気がする。 ・通報内容②については否認
ヒアリング対象者	証言										
A校長	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 某日は時間休を取得し退勤したので代わりにB職員らの打刻はできない。 (E職員もA校長が時間休で帰宅したことを覚えていると証言している。) ただし、某日に教員に「適切な配慮※」の話はした。 ・通報内容②についても否認 調理員・用務員について当該行為は行っていない。 ただし、教員に対し、「適切な配慮」の処理が大変なので、職員証を置いて帰っていいと言ったことはあり、3年間の中で、1、2回は代わりに自分が打刻したことがあるかもしれない。 <p>※教員の健康状態、学校の運営状況等を総合的に考えて、学校長が裁量を行使して決定する職免</p>										
B職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 										
C職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については否認 ・通報内容②についても否認 										
D職員	<ul style="list-style-type: none"> ・通報内容①については一部是認 某日に同僚から言われて、職員証をE職員の机に置いて定時前に退勤した。翌週出勤したら同じところに職員証が置いてあったので、それをもって自分で出勤の打刻をした。他にも職員証が数枚あったような気がする。 ・通報内容②については否認 										

E 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報内容①については不知 ・ 通報内容②についても不知
F 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報内容①については不知 ・ 通報内容②について 1年くらい前から、A校長は、教員も含む職員を定時前に退勤させ、職員証を預かり、E職員に打刻させていた。実際にそれを見たこともある。

3 判断

各職員の証言からすると、通報内容①については、A校長は当時学校に不在であったため打刻登録行為ができないと考えられるため、通報内容の事実があったと認めることはできない。

一方で、D職員の証言から、某日、D職員は定時より前に退勤し、D職員以外の者が本人の職員証を用い退勤後に打刻登録をしていた可能性が高い。

こうした状況から、D職員は正式な手続きを経ることなく職務を免れており、横浜市職員服務規程第3条及び第5条に反する運用がX校で行われたと考えざるを得ない。

なお、通報内容②については、追加ヒアリングまで行ったものの、A校長やE職員の証言とF職員の証言とが食い違っていることもあり、具体的な行為を特定できるに至らず、事実関係は解明できなかったが、それをもって当該事実が行われなかったと断定することもまたできない。

【参考】

横浜市職員服務規程

(職務に専念する義務)

第3条 職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(出勤)

第5条

職員は、自らが出勤したことを記録しなければならない。

4 まとめ

本件では、D職員の職員証による退勤打刻において一部不適切な運用が疑われる行為が見られた。

また、調査で得られたA校長の証言の中で、「教員に対し、職員証は置いて帰ってよい旨発言したことがある」旨のものがあり、上述の横浜市職員服務規程に反する不適切なものである。

なお、B及びC職員がヒアリングでは「職員証を特定の場所に置いて帰宅している」旨の証言をしており、横浜市職員IDカードに関する要綱第5条やデジタル社会におけるセキュリティ管理上の常識を踏まえると、到底適切な運用とは言い難い。教育委員会事務局はこのような実態を厳粛に受け止め、適宜指導等の対応を行われたい。

教育委員会事務局では、X校が属する学校教育事務所の所管区域の小中学校副校長を対象に研修を行い、服務管理及び職員証による出退勤管理の徹底を説明したとのことである。

一方で、本件調査の結果、A校長の証言によれば、自身が決裁権限を付されている立場であるにもかかわらず、適正な出退勤管理に係る認識の薄さが伺えることから、所管区域以外の学校にも適正な出退勤管理の徹底を周知・指導していくことを求め、委員会としての対応を終了する。

【参考】

横浜市職員IDカードに関する要綱

(趣旨)

	<p>第1条 この要綱は、ICカードと職員証及び名札を一体化した横浜市職員IDカード（以下「IDカード」という。）に関し必要な事項を定める。 （取扱い）</p> <p>第5条 職員は、IDカードについて、紛失等のないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>2 職員は、IDカードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
本市の対応	引き続き通知や研修等、機会をとらえて、適正な出退勤管理について周知・徹底を図っていく。